

한·일 특별 ④

共同住宅の防火対策について  
(공동주택의 방화대책에 관하여)

日下田 稔  
東京消防庁



# 共同住宅の防火対策について

韓・日共同SEMINAR

東京消防庁予防部

副参事(予防技術担当)日下田



表 火災の状況 (過去5年間)

西暦 年別	火災件数							治外法権
	合計	建物	車両	船舶	航空機	林野	その他	
2000	6938	3986	742	3	0	25	2180	2
2001	6933	4044	717	4	0	11	2155	2
2002	6672	3839	738	2	1	17	2074	1
2003	6234	3768	660	2	0	15	1785	4
2004	6747	3834	607	2	2	39	2262	1

表 死者発生用途別状況(2004年)

死者発生箇所	合計	用途別				
		小計	建物		建物以外 の用途	建物以外
			住宅	共同住宅		
合計	94	83	49	32	2	11
火元建物	82	82	48	32	2	0
火元建物以外	12	1	1	0	0	11

火災の状況と死者の発生状況

- ・火災総件数の約6割が建物火災
- ・火災による死者の約8割は居住関係用途
- ・居住関係用途火災の約8割は居室から発生
- ・居室から発生した火災の亡くなった原因の約4割は、火災に気付くのが遅れ

表 共同住宅の消防用設備設備等の主な設置基準

設置根拠	消防用設備等	消防法施行令
消防法第 17条第1 項	消火器	延べ面積150㎡以上(第10条)
	屋内消火栓設備	延べ面積700㎡以上(第11条)
	スプリンクラー設備	地上11階以上の階(第12条)
	非常ベル	収容人員50人以上(第24条)
消防法施 行令別表 第一 5項 口	放送設備	収容人員800人以上(第24条)
	避難器具	収容人員30人以上(第25条)
	自動火災報知設備	延べ面積500㎡以上(第21条)
	誘導灯	地上11階以上の階(第26条)
	連結送水管	地上7階以上(第29条)
	非常コンセント設備	地上階数11以上(第29条の2)

### 消防法施行令第32条

この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができるものと認めるときにおいては、適用しない。

表 共同住宅の特例基準の変遷と主な概要

	共同住宅の特例基準の変遷	概要	共通的な概要
1	昭和39年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用部分開口部制限2 以内</li> <li>・2方向避難開放型住戸4㎡以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要構造部は耐火構造</li> </ul>
2	昭和62年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての住戸に住戸用自動火災報知設備の設置</li> <li>・全ての住戸及び共用室が2方向避難開放型住戸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住戸等の相互は防火区画</li> <li>・共用部分の内装制限</li> <li>・住戸等の外壁のスパンドレル区画</li> </ul>
3	平成8年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用部分に面する開口部制限、非開放型 4㎡以下</li> <li>・住宅、共用室は2方向避難確保</li> <li>・消火器、非常警報設備、自動火災報知設備の原則設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅以外の部分との区画</li> <li>・光庭に係る基準</li> </ul>

### 自動試験機能を有する自動火災報知設備

- ・密室性とプライバシーの保護を優先する。
- ・共同住宅の特例を適用した自動火災報知設備は、住戸ごとに屋外から屋内に設置された感知器の感度を試験できる。
- ・各住戸内で感知器が作動した場合には当該住戸内のみ原則知らせる。

### 共同住宅の防火対策のまとめ

- ・共同住宅の特例適用は強制的に相手側に義務を課すものではない。
- ・一定条件を工事関係者が有効であると認めた時に消防機関に申請される。
- ・社会のニーズが消防機関に直接反映される方策です。
- ・建物本来が持つ特性などを考慮した防火安全対策が社会に受け入れられる。